

エルダー・メンター制度実施施設認証制度 実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、若手保育士等の育成や定着に熱心に取り組み、エルダー・メンター制度を導入する県内保育施設を、県が定める基準に基づき認証することで、施設における若手保育士等を含む職員全体の人材育成と定着を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) エルダー・メンター制度 若手保育士等に先輩職員が1対1で寄り添いながら、対話を通して仕事上の不安・悩みの解消を図り、若手保育士等を支援する育成・定着制度をいう。
- (2) 若手保育士等 概ね採用1年目から3年目までの保育士、幼稚園教諭、保育教諭をいう。
- (3) 先輩職員 若手保育士等をサポートする概ね採用10年目までの職員をいう。
- (4) 保育施設 保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、届出保育施設をいう。

(認証基準)

第3条 エルダー・メンター制度実施施設の認証（以下「本認証」という。）に係る基準（以下「認証基準」という。）は、別表に定めるとおりとし、認証にあたってはすべての認証基準を満たすものとする。

(認証の申請及び審査等)

第4条 本認証を受けようとする者は、エルダー・メンター制度認証申請書（様式第1号）及びエルダー・メンター制度実施計画書（様式第2号）に必要書類を添付して、子ども家庭部子育て王国課長が別に定める期間内に申請しなければならない。

- 2 知事は、前項の申請（以下「申請」という。）があったときは、現地調査等を行うとともに、その内容を審査し、認証又は不認証の決定を行うものとする。
- 3 知事は、前項の規定により認証の決定をしたときは、エルダー・メンター制度実施施設認証書（様式第3号。以下「認証書」という。）を交付するものとする。
- 4 知事は、第2項の規定により不認証の決定を行ったときは、本認証を受けようとする者にその旨を通知するものとする。

(認証内容の変更)

第5条 本認証を受けた者は、エルダー・メンター制度認証申請書又はエルダー・メンター制度実施計画書に記載した内容を変更しようとするときは、エルダー・メンター制度内容変更届出書（様式第4号）を変更しようとする日の1月前までに知事に提出しなければならない。ただし、対象となる職員の氏名や人数の変更など、知事が軽微な変更と認めるものについては、この限りでない。

(認証の取消し)

第6条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本認証を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の事実が判明したとき。
- (2) 認証基準に適合しなくなったとき。
- (3) 認証を受けた保育施設が廃止したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、認証を取り消すことが適当であると認められるとき。

(報告等)

第7条 知事は、必要があると認めるときは、取組の実施状況等について、本認証を受けた者に報告を求めることができる。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年7月22日から施行する。

別表（第3条関係）

項目	認証基準
申請者	県内の保育施設を運営している者であること。
対象施設	県内の保育施設であること。
取組内容	1 すべての若手保育士等1名に対し、先輩職員を1名以上配置していること。 （ただし、若手保育士等の年齢や経験に応じて園の判断で配置しないことも可能。） 2 月1回以上、若手保育士等と先輩職員が1対1で話し合う機会を設けていること。 3 年2回以上、先輩職員と施設長が1対1で話し合う機会を設けていること。 4 施設長及び先輩職員が、エルダー・メンター制度に関する研修等（外部講師に限る。）を受けていること。 5 当該施設内の全職員に対し、エルダー・メンター制度の理解促進を図るための周知を行っていること。
その他	1 若手保育士等が新人職員向けの研修（外部講師に限る。）を受けていること。 2 施設長が就労環境の整備や人材育成に関する研修等（外部講師に限る。）を受けていること。

エルダー・メンター制度 認証申請書

令和 年 月 日

鳥取県知事 様

住所
（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

エルダー・メンター制度実施施設の認証を受けたいので、エルダー・メンター制度実施施設認証制度実施要綱第 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

施設名（住所）	
添付書類	・エルダー・メンター制度 実施計画書（様式第 2 号） ・その他参考資料

※認証は施設ごとに行いますので、該当施設が複数ある場合、枠内にすべての施設名を記載し、実施計画書（様式第 2 号）は施設ごとに分けて提出してください。

様式第2号（第4条関係）

エルダー・メンター制度 実施計画書

施設名		
施設種別		(保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、届出保育施設)
施設長名		
担当者名		
連絡先電話番号		
メールアドレス		
施設職員数		名 【内訳】施設長 名、保育士 名、調理員 名、看護師 名、事務員 名
認 証 基 準	1 若手保育士等1名に対し、先輩職員を1名以上配置していること。	(若手保育士等と先輩職員の採用年度、職種、氏名を記載してください。)
	2 月1回以上、若手保育士等と先輩職員が1対1で話し合う機会を設けていること。	(実施回数、実施方法、面談場所、面談内容などを具体的に記載してください。)
	3 年2回以上、先輩職員と施設長が1対1で話し合う機会を設けていること。	(実施回数、実施方法、面談場所、面談内容などを具体的に記載してください。)
	4 施設長及び先輩職員が、エルダー・メンター制度に関する研修等を受けていること。	(研修等の日時、場所、受講者、内容を記載してください。)
	5 当該施設内の全職員に対し、エルダー・メンター制度の理解促進を図るための周知を行っていること。	(全職員への具体的な周知方法を記載してください。)
	6 若手保育士等が新人職員向けの研修等を受けていること。	(研修等の日時、場所、受講者、内容を記載してください。)
	7 施設長が就労環境の整備や人材育成に関する研修等を受けていること。	(研修等の日時、場所、受講者、内容を記載してください。)
その他、若手保育士等の育成・定着のための特徴的な取組		(上記のほか、特徴的な取組や特に注力している部分を記載してください。)

※上記内容は別紙添付で代えることも可能です。

※提出の際は赤字部分を削除してください。

※「若手保育士等の育成・定着のための特徴的な取組」は、県ホームページ等で公表させていただく予定です。

第 号

エルダー・メンター制度実施施設 認証書

施設名

エルダー・メンター制度実施施設認証制度実施要綱の規定に基づき、
貴施設はエルダー・メンター制度実施施設であることを証します。

年 月 日

鳥取県知事

年 月 日

鳥取県知事 様

住所
（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

エルダー・メンター制度 内容変更届出書

年 日 付第 号で認証を受けたエルダー・メンター制度実施計画書の内容を変更したいので、エルダー・メンター制度実施施設認証制度実施要綱第5条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

施設名		
変更予定日	年 月 日	
	変 更 前	変 更 後
変更内容		
変更理由		

※必要に応じて変更内容が分かる書類を添付すること。